

第三者による評価に関する仕組み（案）

京都議定書の締結に伴い、各主体が自主的に取り組む温暖化対策について、第三者による評価を受けることができる仕組みを構築。

事業者（エネルギー・転換、産業、民生業務、運輸業務用の各部門）

……事業者の自主的取組の第三者評価の仕組み

家庭（民生家庭、運輸自家用の各部門）

……温暖化対策診断の仕組み

・事業者の自主的取組の第三者評価の仕組み

1. 目的

国は、各主体の取組の進捗状況を定期的にフォローアップし、実効性の高い施策を打ち出していくことが必要。ただし、事業者の取組の進捗状況については、国が直接評価するのではなく、まず、民間レベルの第三者機関できめの細かいフォローアップがなされることが望ましい（民間でできることは民間で行う。）

温暖化対策に積極的に取り組む事業者を公的に推奨し、社会から高く評価されるような環境を整備する。

事業者の取組の透明性、実効性を確保し、自主的取組についての社会の信頼を高める。

2. 現在の状況

経団連では、排出実績や削減目標の登録機関を自ら設置し、第三者認証を受けることを検討中。

個別企業においても、環境報告書の監査法人による第三者検証を受けるところが増えている。

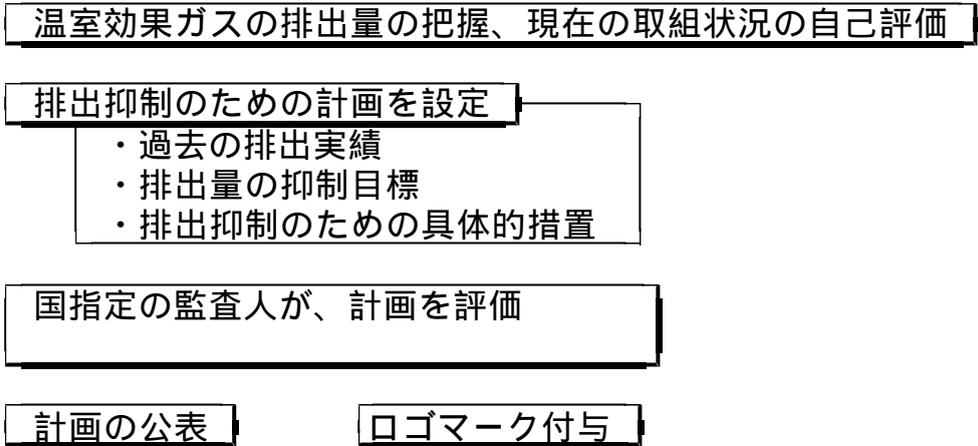
3. 仕組みの概要

現行の地球温暖化対策推進法第9条（計画策定の努力義務）に基づき、温室効果ガスの排出量を把握し、排出抑制のための目標や具体的措置を定めた計画を策定・公表している事業者（民生・運輸部門関係も含む）が、当該計画について第三者機関の評価を受けることができる仕組みを構築。

国は、一定の要件を満たす第三者機関を指定。

評価を受けた事業者には専用のロゴマークを付与する等、各種支援措置を検討。

「事業者の自主的取組の第三者評価の仕組み」のイメージ
(参加するか否かは事業者の任意)



・温暖化対策診断の仕組み

1. 目的

国民は温暖化対策に関する意欲はあるものの、知識が乏しいのが現状であるため、専門家が助言等する仕組みを構築し、国民の取組を支援する。

2. 現在の状況

企業の事業所については、ESCO事業による省エネ対策診断が普及。

3. 仕組みの概要

一般家庭の住宅や小規模事業場の建築物について、専門家が地球温暖化の防止に資する省エネ対策等の導入可能性などを診断し、対策をアドバイスする。
都道府県地球温暖化防止活動推進センターが住民からの要請に対して、診断の専門家を紹介。